

令和 7 年度 歳入予算概算見積額積算内訳書

(第 3 表)

1 8 防衛省主管

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 7 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
3000-00 官業益金及官業収入	千円	千円	
3200-00 官業収入			
3201-00 病院収入			
3201-02 防衛省病院収入	16,339,709	14,475,655	防衛省の病院等における診療の収入である。 令和 6 年 4 月～ 6 月の収入実績を基礎として算出した。 1 一般病院等 令和 6 年 4 月 令和 6 年 5 月 令和 6 年 6 月 (296,970,891 円 + 320,314,856 円 + 247,430,262 円) × 12/3 = 3,458,864 千円 2 防衛医科大学校病院 令和 6 年 4 月 令和 6 年 5 月 令和 6 年 6 月 (821,905,868 円 + 933,039,371 円 + 999,252,595 円) × 12/3 = 11,016,791 千円 3 合 計 (1 + 2) 3,458,864 千円 + 11,016,791 千円 = 14,475,655 千円
4000-00 政府資産整理収入	741,917	818,867	
4100-00 国有財産処分収入			
4101-00 国有財産売却収入			
4101-05 船舶売却代	87,425	284,849	国有船舶の売却による収入である。 国有船舶の売却の見込の隻数等を基礎として算出した。 (排水量) (単価) (消費税) 練習潜水艦 (おやしお) 2,750 t × 27,683 円／t × 1.10 = 83,741,075 円 掃海艇 (つのしま) 510 t × 6,566 円／t × 1.10 = 3,683,526 円 掃海艇 (なおしま) 510 t × 6,566 円／t × 1.10 = 3,683,526 円 練習潜水艦 (みちしお) 2,750 t × 27,683 円／t × 1.10 = 83,741,075 円 練習艦 (はたかぜ) 4,600 t × 21,739 円／t × 1.10 = 109,999,340 円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目				前年度予算額		令和7年度見積額		見 積 額 積 算 内 訳									
4200-00 回収金等収入				654,492		534,018											
4203-00 貸付金等回収金収入																	
4203-12 自衛隊奨学生等貸与金償還金				610,024		489,133		自衛隊法第98条及び自衛隊法施行令第120条の10の規定により、自衛隊に勤務することを条件として学資金を貸与した者で、所定の勤務をしないことになった者から返還させる学資金の返還金及び自衛隊法第99条及び自衛隊法施行令第120条の16の規定により、防衛医科大学校卒業生で、当該教育訓練の修了の時以降はじめて離職した者から、当該教育訓練に要した経費の学生一人当たりの額を超えない範囲内の金額を償還させる償還金である。									
								1 奨学生 41,224 千円									
								(1) 計画分 令和7年度学資金の返還予定分 0 千円									
								(2) 新規分 令和3年度以降3か年の収入実績を基礎として算出した。									
								令和3年度 3,186 千円 + 令和4年度 5,717 千円 + 令和5年度 114,770 千円) × 1/3 = 41,224 千円									
								2 防衛医科大学校卒業生償還金（医学科・看護学科）									
								(1)勤続年数別退職率									

(単位:人、%)																		
年度	区分	28期	29期	30期	31期	32期	33期	34期	35期	36期	37期	38期	39期	40期	41期	42期	43期	44期
27	在職者	48	52	55	60	67	65	71	63	79								
	退職者	1	1	0	0	2	3	3	0	0								
28	在職者		51	55	60	65	62	68	63	79	74							
	退職者		3	3	2	2	1	0	0	1								
29	在職者			52	58	63	60	67	63	79	73	80						
	退職者			0	4	1	0	0	0	1	1	1						
30	在職者				54	62	60	67	63	78	72	79	77					
	退職者				0	4	1	0	0	0	1	1	0					
元	在職者					58	59	67	63	78	71	78	77	76				
	退職者					1	2	1	0	0	2	1	0	0				
2	在職者					57	66	63	78	69	77	77	76	70				
	退職者					0	1	1	1	1	0	1	0	0				
3	在職者						65	62	77	68	77	76	76	70	74			
	退職者							9	4	2	0	6	2	0	0	0		
4	在職者							58	75	68	71	74	76	70	74	75		
	退職者							0	5	0	0	0	1	3	0	0		
5	在職者								70	68	71	74	75	67	74	75	71	
	退職者								2	1	2	0	2	2	1	0	0	
勤続年数									9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	
計	在職者								513	557	584	606	632	641	660	666	676	
	退職者								16	25	10	3	13	11	11	2	2	
	退職率								3.1	4.5	1.7	0.5	2.1	1.7	1.7	0.3	0.3	

(単位:人、%)																		
年度	区分	看護1期(自)	看護2期(自)	看護3期(自)	看護4期(自)	看護5期(自)	看護6期(自)											
27	在職者																	
	退職者																	
28	在職者																	
	退職者																	
29	在職者																	
	退職者																	
30	在職者	69																
	退職者	6																
元	在職者	63	71															
	退職者	5	2															
2	在職者	58	69	72														
	退職者	0	2	1														
3	在職者	58	67	71	63													
	退職者	0	0	0	3													
4	在職者	58	67	71	60	71												
	退職者	8	4	4	0	0												
5	在職者	50	63	67	60	71	68											
	退職者	3	4	3	0	1	1											
勤続年数		6年	5年	4年	3年	2年	1年											
計	在職者	50	121	192	256	334	414											
	退職者	3	12	7	4	8	13											
	退職率	6.0	9.9	3.6	1.6	2.4	3.1											

(単位:人、%)																		
年度	区分	看護1期(後)	看護2期(後)	看護3期(後)	看護4期(後)	看護5期(後)	看護6期(後)											
27	在職者																	
	退職者																	
28	在職者																	
	退職者																	
29	在職者																	
	退職者																	
30	在職者	40																
	退職者	4																
元	在職者	36	41															
	退職者	4	0															
2	在職者	32	41	42														
	退職者	7	3	3														
3	在職者	25	38	39	42													
	退職者	9	3	1	1													
4	在職者	16	35	37	41	46												
	退職者	4	3	5	2	5												
5	在職者	12	32	32	39	41	42											
	退職者	1	6	4	3	4	1											
勤続年数		6年	5年	4年	3年	2年	1年											
計	在職者	12	48	92	146	198	253											
	退職者	1	10	16	18	14	14											
	退職率	8.3	20.8	17.4	12.3	7.1	5.5											

部・款・項・目	前年度予算額	令和7年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳																																																																																																																																																																																																																																																																									
			(2) 退職者発生見積（令和7年9月に退職した場合の償還金）																																																																																																																																																																																																																																																																									
			<table><tr><td>区分</td><td colspan="7">退 職 者 発 生 見 積 内 訳</td><td colspan="5">自衛隊法施行令第120条 令第120条の15に定める在職月 × $\frac{\text{令和5年9月付退職までの在職月}}{\text{令第120条の15に定める在職月}}$ の15に定める償還金額</td></tr><tr><td>期別</td><td>5年度末在職人員 (人)</td><td>6年度在職率 (%)</td><td>7年度退職率 (%)</td><td>7年度退職者 (人)</td><td colspan="5"></td><td colspan="5">(千円)</td></tr><tr><td>38</td><td>69 ×</td><td>(100 － 4.5) ×</td><td>3.1</td><td>=</td><td>2</td><td colspan="5">42,680 千円 × 30 月 / 108 × 2 人 =</td><td>23,711</td></tr><tr><td>39</td><td>74 ×</td><td>(100 － 1.7) ×</td><td>4.5</td><td>=</td><td>3</td><td colspan="5">42,450 千円 × 42 月 / 108 × 3 人 =</td><td>49,525</td></tr><tr><td>40</td><td>73 ×</td><td>(100 － 0.5) ×</td><td>1.7</td><td>=</td><td>1</td><td colspan="5">42,780 千円 × 54 月 / 108 × 1 人 =</td><td>21,390</td></tr><tr><td>41</td><td>65 ×</td><td>(100 － 2.1) ×</td><td>0.5</td><td>=</td><td>0</td><td colspan="5">43,010 千円 × 66 月 / 108 × 0 人 =</td><td>0</td></tr><tr><td>42</td><td>73 ×</td><td>(100 － 1.7) ×</td><td>2.1</td><td>=</td><td>1</td><td colspan="5">43,050 千円 × 78 月 / 108 × 1 人 =</td><td>31,092</td></tr><tr><td>43</td><td>75 ×</td><td>(100 － 1.7) ×</td><td>1.7</td><td>=</td><td>1</td><td colspan="5">43,380 千円 × 90 月 / 108 × 1 人 =</td><td>36,150</td></tr><tr><td>44</td><td>71 ×</td><td>(100 － 0.3) ×</td><td>1.7</td><td>=</td><td>1</td><td colspan="5">43,630 千円 × 102 月 / 108 × 1 人 =</td><td>41,206</td></tr><tr><td>45</td><td>66 ×</td><td>(100 － 0.3) ×</td><td>0.3</td><td>=</td><td>0</td><td colspan="5">43,800 千円 × 108 月 / 108 × 0 人 =</td><td>0</td></tr><tr><td>看護3 (自)</td><td>71 ×</td><td>(100 － 9.9) ×</td><td>6.0</td><td>=</td><td>4</td><td colspan="5">8,470 千円 × 30 月 / 72 × 4 人 =</td><td>14,117</td></tr><tr><td>看護4 (自)</td><td>60 ×</td><td>(100 － 3.6) ×</td><td>9.9</td><td>=</td><td>6</td><td colspan="5">8,800 千円 × 42 月 / 72 × 6 人 =</td><td>30,800</td></tr><tr><td>看護5 (自)</td><td>71 ×</td><td>(100 － 1.6) ×</td><td>3.6</td><td>=</td><td>3</td><td colspan="5">9,110 千円 × 54 月 / 72 × 3 人 =</td><td>20,498</td></tr><tr><td>看護6 (自)</td><td>68 ×</td><td>(100 － 2.4) ×</td><td>1.6</td><td>=</td><td>1</td><td colspan="5">9,360 千円 × 66 月 / 72 × 1 人 =</td><td>8,580</td></tr><tr><td>看護7 (自)</td><td>70 ×</td><td>(100 － 3.1) ×</td><td>2.4</td><td>=</td><td>2</td><td colspan="5">9,310 千円 × 72 月 / 72 × 2 人 =</td><td>18,620</td></tr><tr><td>看護3 (技)</td><td>32 ×</td><td>(100 － 20.8) ×</td><td>8.3</td><td>=</td><td>2</td><td colspan="5">8,470 千円 × 30 月 / 72 × 2 人 =</td><td>7,058</td></tr><tr><td>看護4 (技)</td><td>42 ×</td><td>(100 － 17.4) ×</td><td>20.8</td><td>=</td><td>7</td><td colspan="5">8,800 千円 × 42 月 / 72 × 7 人 =</td><td>35,933</td></tr><tr><td>看護5 (技)</td><td>44 ×</td><td>(100 － 12.3) ×</td><td>17.4</td><td>=</td><td>7</td><td colspan="5">9,100 千円 × 54 月 / 72 × 7 人 =</td><td>47,775</td></tr><tr><td>看護6 (技)</td><td>42 ×</td><td>(100 － 7.1) ×</td><td>12.3</td><td>=</td><td>5</td><td colspan="5">9,350 千円 × 66 月 / 72 × 5 人 =</td><td>42,854</td></tr><tr><td>看護7 (技)</td><td>36 ×</td><td>(100 － 5.5) ×</td><td>7.1</td><td>=</td><td>2</td><td colspan="5">9,300 千円 × 72 月 / 72 × 2 人 =</td><td>18,600</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5"></td><td>447,909</td></tr></table>										区分	退 職 者 発 生 見 積 内 訳							自衛隊法施行令第120条 令第120条の15に定める在職月 × $\frac{\text{令和5年9月付退職までの在職月}}{\text{令第120条の15に定める在職月}}$ の15に定める償還金額					期別	5年度末在職人員 (人)	6年度在職率 (%)	7年度退職率 (%)	7年度退職者 (人)						(千円)					38	69 ×	(100 － 4.5) ×	3.1	=	2	42,680 千円 × 30 月 / 108 × 2 人 =					23,711	39	74 ×	(100 － 1.7) ×	4.5	=	3	42,450 千円 × 42 月 / 108 × 3 人 =					49,525	40	73 ×	(100 － 0.5) ×	1.7	=	1	42,780 千円 × 54 月 / 108 × 1 人 =					21,390	41	65 ×	(100 － 2.1) ×	0.5	=	0	43,010 千円 × 66 月 / 108 × 0 人 =					0	42	73 ×	(100 － 1.7) ×	2.1	=	1	43,050 千円 × 78 月 / 108 × 1 人 =					31,092	43	75 ×	(100 － 1.7) ×	1.7	=	1	43,380 千円 × 90 月 / 108 × 1 人 =					36,150	44	71 ×	(100 － 0.3) ×	1.7	=	1	43,630 千円 × 102 月 / 108 × 1 人 =					41,206	45	66 ×	(100 － 0.3) ×	0.3	=	0	43,800 千円 × 108 月 / 108 × 0 人 =					0	看護3 (自)	71 ×	(100 － 9.9) ×	6.0	=	4	8,470 千円 × 30 月 / 72 × 4 人 =					14,117	看護4 (自)	60 ×	(100 － 3.6) ×	9.9	=	6	8,800 千円 × 42 月 / 72 × 6 人 =					30,800	看護5 (自)	71 ×	(100 － 1.6) ×	3.6	=	3	9,110 千円 × 54 月 / 72 × 3 人 =					20,498	看護6 (自)	68 ×	(100 － 2.4) ×	1.6	=	1	9,360 千円 × 66 月 / 72 × 1 人 =					8,580	看護7 (自)	70 ×	(100 － 3.1) ×	2.4	=	2	9,310 千円 × 72 月 / 72 × 2 人 =					18,620	看護3 (技)	32 ×	(100 － 20.8) ×	8.3	=	2	8,470 千円 × 30 月 / 72 × 2 人 =					7,058	看護4 (技)	42 ×	(100 － 17.4) ×	20.8	=	7	8,800 千円 × 42 月 / 72 × 7 人 =					35,933	看護5 (技)	44 ×	(100 － 12.3) ×	17.4	=	7	9,100 千円 × 54 月 / 72 × 7 人 =					47,775	看護6 (技)	42 ×	(100 － 7.1) ×	12.3	=	5	9,350 千円 × 66 月 / 72 × 5 人 =					42,854	看護7 (技)	36 ×	(100 － 5.5) ×	7.1	=	2	9,300 千円 × 72 月 / 72 × 2 人 =					18,600	計											447,909
区分	退 職 者 発 生 見 積 内 訳							自衛隊法施行令第120条 令第120条の15に定める在職月 × $\frac{\text{令和5年9月付退職までの在職月}}{\text{令第120条の15に定める在職月}}$ の15に定める償還金額																																																																																																																																																																																																																																																																				
期別	5年度末在職人員 (人)	6年度在職率 (%)	7年度退職率 (%)	7年度退職者 (人)						(千円)																																																																																																																																																																																																																																																																		
38	69 ×	(100 － 4.5) ×	3.1	=	2	42,680 千円 × 30 月 / 108 × 2 人 =					23,711																																																																																																																																																																																																																																																																	
39	74 ×	(100 － 1.7) ×	4.5	=	3	42,450 千円 × 42 月 / 108 × 3 人 =					49,525																																																																																																																																																																																																																																																																	
40	73 ×	(100 － 0.5) ×	1.7	=	1	42,780 千円 × 54 月 / 108 × 1 人 =					21,390																																																																																																																																																																																																																																																																	
41	65 ×	(100 － 2.1) ×	0.5	=	0	43,010 千円 × 66 月 / 108 × 0 人 =					0																																																																																																																																																																																																																																																																	
42	73 ×	(100 － 1.7) ×	2.1	=	1	43,050 千円 × 78 月 / 108 × 1 人 =					31,092																																																																																																																																																																																																																																																																	
43	75 ×	(100 － 1.7) ×	1.7	=	1	43,380 千円 × 90 月 / 108 × 1 人 =					36,150																																																																																																																																																																																																																																																																	
44	71 ×	(100 － 0.3) ×	1.7	=	1	43,630 千円 × 102 月 / 108 × 1 人 =					41,206																																																																																																																																																																																																																																																																	
45	66 ×	(100 － 0.3) ×	0.3	=	0	43,800 千円 × 108 月 / 108 × 0 人 =					0																																																																																																																																																																																																																																																																	
看護3 (自)	71 ×	(100 － 9.9) ×	6.0	=	4	8,470 千円 × 30 月 / 72 × 4 人 =					14,117																																																																																																																																																																																																																																																																	
看護4 (自)	60 ×	(100 － 3.6) ×	9.9	=	6	8,800 千円 × 42 月 / 72 × 6 人 =					30,800																																																																																																																																																																																																																																																																	
看護5 (自)	71 ×	(100 － 1.6) ×	3.6	=	3	9,110 千円 × 54 月 / 72 × 3 人 =					20,498																																																																																																																																																																																																																																																																	
看護6 (自)	68 ×	(100 － 2.4) ×	1.6	=	1	9,360 千円 × 66 月 / 72 × 1 人 =					8,580																																																																																																																																																																																																																																																																	
看護7 (自)	70 ×	(100 － 3.1) ×	2.4	=	2	9,310 千円 × 72 月 / 72 × 2 人 =					18,620																																																																																																																																																																																																																																																																	
看護3 (技)	32 ×	(100 － 20.8) ×	8.3	=	2	8,470 千円 × 30 月 / 72 × 2 人 =					7,058																																																																																																																																																																																																																																																																	
看護4 (技)	42 ×	(100 － 17.4) ×	20.8	=	7	8,800 千円 × 42 月 / 72 × 7 人 =					35,933																																																																																																																																																																																																																																																																	
看護5 (技)	44 ×	(100 － 12.3) ×	17.4	=	7	9,100 千円 × 54 月 / 72 × 7 人 =					47,775																																																																																																																																																																																																																																																																	
看護6 (技)	42 ×	(100 － 7.1) ×	12.3	=	5	9,350 千円 × 66 月 / 72 × 5 人 =					42,854																																																																																																																																																																																																																																																																	
看護7 (技)	36 ×	(100 － 5.5) ×	7.1	=	2	9,300 千円 × 72 月 / 72 × 2 人 =					18,600																																																																																																																																																																																																																																																																	
計											447,909																																																																																																																																																																																																																																																																	
			注1) 46期生（令和7年3月卒業）については、卒業人員及び償還金額が定まっていないため、見積もっていない。 注2) 看護学科8期生（令和7年3月卒業）については、卒業人員及び償還金額が定まっていないため、見積もっていない。																																																																																																																																																																																																																																																																									
			3 合 計（ 1 ＋ 2 ）																																																																																																																																																																																																																																																																									
			41,224 千円 ＋ 447,909 千円 = 489,133 千円																																																																																																																																																																																																																																																																									

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 7 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
4205-00 事故補償費返還金			
4205-01 在日合衆国軍事故補償費返還金	44, 468	44, 885	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定により補償費及び見舞金等を支払ったことにより、合衆国政府から受け入れる立替金の返還金である。 令和 6 年度及び令和 7 年度における在日合衆国軍事故補償費の歳出予算額を基礎として算出した。 1 令和 6 年度歳出予算額に対する歳入額 (歳出予算額) (償還対象期間) (合衆国負担率) 61, 821 千円 × 6 / 12 月 × 75 % = 23, 183 千円 2 令和 7 年度歳出概算要求額に対する歳入額 (歳出概算要求額) (償還対象期間) (合衆国負担率) 57, 873 千円 × 6 / 12 月 × 75 % = 21, 702 千円 3 合 計 (1 + 2) 23, 183 千円 + 21, 702 千円 = 44, 885 千円
5000-00 雑収入	43, 005, 995	59, 809, 032	
5100-00 国有財産利用収入	7, 185, 917	6, 974, 049	
5101-00 国有財産貸付収入	7, 164, 427	6, 967, 045	
5101-01 土地及水面貸付料	1, 084, 205	1, 147, 094	国有土地及び水面の貸付料である。 令和 7 年度の貸付見込額を計上した。 電力施設等用地、駐車場等用地、航空施設用地、畜産施設用地 等 1, 147, 094 千円
5101-02 建物及物件貸付料	1, 139, 093	1, 180, 356	国有建物及び物件の貸付料並びに幹部隊舎及び政府専用機の使用料である。 令和 7 年度の貸付見込額を計上した。 防衛通信衛星、厚生施設、建物使用料 等 1, 180, 356 千円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目				前年度予算額	令和7年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳													
5101-03 公務員宿舍貸付料				4,941,129	4,639,595	国家公務員宿舍法第15条の規定により徴収する公務員宿舍の貸付料である。 令和6年4月～6月の収入実績及び令和6年度、令和7年度の新設見込数等を基礎として算出した。													
						(令和6年4月～6月実績)		(経年減額)		(取り壊し等減額)		令和5年度以前設置計画分 令和6、7年度途中完成分 の年換算額							
						1,187,553 千円 × 12/3		－ 95,212 千円		－ 15,405 千円		＋ 0 千円							
						令和6年度設置計画分 の令和6年度完成分		令和6年度設置計画分 の令和7年度完成分		令和7年度設置計画分 の令和7年度完成分									
						＋ 0 千円		＋ 0 千円		＋ 0 千円		＝ 4,639,595 千円							
(単位：千円)																			
区 分	令 和 6 年 度 以 前 既 設 分 ①								令 和 6 年 度 以 降 新 設 増 加 分 ②						③				
	6 年 度 収 納 実 績				6 年 度 年換算額	7 年 度 経年減額	(C)と② 以外の増減 見込額 (転用・取 りこわし)	計 (B)-(C)±(D)	5年度以 前設置計 画分6,7 年度途中 完成分の 年換算額	令 和 6 年 度			7年度設置計画分		計 +(F)+(H) +(I)+(K) (L)	令和7年度 繰入見込額 (E)+(L)			
	4	5	6	計						6 年 度 設 置 計 画 分			戸 数 面 積	6年度途 中完成分 の年換算 額			7年度途 中完成分 の7年度 収入	戸 数 面 積	7年度途 中完成分 の7年度 収入
宿 舎	月	月	月	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)					
						戸 5,348 ㎡	戸 42 ㎡		戸 0 ㎡	戸 0 ㎡	戸 0 ㎡	戸 0 ㎡	戸 0 ㎡	戸 0 ㎡					
	321,714	351,094	336,309	1,009,117	(A)×12/3 4,036,468	292,207.00	1,835.51	3,926.524	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	3,926.524			
駐 車 場						台 14 ㎡	台 14 ㎡		台 0 ㎡	台 0 ㎡	台 0 ㎡	台 0 ㎡	台 0 ㎡	台 0 ㎡					
	58,036	61,027	59,373	178,436	(A)×12/3 713,744	0	175.00	713.071	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	713.071			
合 計	人数																		
	18,881	19,614	19,516	58,011	232,044		△ 488	231,556	0	0	0	0		0	0	231,556			
	金額																		
	379,750	412,121	395,682	1,187,553	4,750,212	△ 95,212	△ 15,405	4,639,595	0	0	0	0	0.00	0	0	4,639,595			

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 7 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5102-00 国有財産使用収入	19,461	5,410	
5102-01 著作権及特許権等収入	6,376	433	国が所有する著作権及び特許権等の使用料である。 令和 3 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 $(\text{令和 3 年度 } 495 \text{ 千円} + \text{令和 4 年度 } 400 \text{ 千円} + \text{令和 5 年度 } 404 \text{ 千円}) \times 1/3 = 433 \text{ 千円}$
5102-03 入場料等収入	11,650	3,516	自衛隊の特定行事及び自衛隊の特定施設に係る入場料の徴収に関する防衛省令第 3 条の規定により徴収する入場料である。 令和 6 年 4 月～6 月の収入実績を基礎として算出した。 大本営地下壕跡 (令和 6 年 4 月～6 月実績) $879 \text{ 千円} \times 12 \div 3 = 3,516 \text{ 千円}$
5102-02 寄宿料	114	116	自衛隊法施行令第 126 条の 7 の規定により徴収する宿舍費である。 令和 7 年度の受託教育計画に基づき算出した。 1 防衛大学校 49,784 円 (1)外国人留学生受託教育（理工学研究科） $300 \text{ 円} \div \text{月} \times (\text{11} + \text{22} \div \text{31}) \text{ 月} \times 5 \text{ 名} = 17,560 \text{ 円}$ $300 \text{ 円} \div \text{月} \times (\text{11} + \text{22} \div \text{31}) \text{ 月} \times 1 \text{ 名} = 3,512 \text{ 円}$ $300 \text{ 円} \div \text{月} \times (\text{12} + \text{0} \div \text{31}) \text{ 月} \times 1 \text{ 名} = 3,600 \text{ 円}$ $300 \text{ 円} \div \text{月} \times (\text{12} + \text{0} \div \text{31}) \text{ 月} \times 6 \text{ 名} = 21,600 \text{ 円}$ 計 46,272 円 (2)外国人留学生受託教育（安全保障研究科） $300 \text{ 円} \div \text{月} \times (\text{11} + \text{22} \div \text{31}) \text{ 月} \times 1 \text{ 名} = 3,512 \text{ 円}$ 2 陸上自衛隊 12,257 円 (1)陸曹航空操縦課程 警察庁 $300 \text{ 円} \div \text{月} \times (\text{8} + \text{5} \div \text{31}) \text{ 月} \times 1 \text{ 名} = 2,448 \text{ 円}$ 警察庁 $300 \text{ 円} \div \text{月} \times (\text{10} + \text{0} \div \text{31}) \text{ 月} \times 1 \text{ 名} = 3,000 \text{ 円}$ 消防庁 $300 \text{ 円} \div \text{月} \times (\text{12} + \text{0} \div \text{31}) \text{ 月} \times 1 \text{ 名} = 3,600 \text{ 円}$ 消防庁 $300 \text{ 円} \div \text{月} \times (\text{4} + \text{1} \div \text{31}) \text{ 月} \times 1 \text{ 名} = 1,209 \text{ 円}$ 計 10,257 円

部・款・項・目	前年度予算額	令和7年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
			(2)化学防護教育
			警察庁 300円／月×(5／30)月×21名＝1,050円
			消防庁 300円／月×(5／30)月×16名＝800円
			海上保安庁 300円／月×(5／30)月×2名＝100円
			参議院 300円／月×(5／30)月×1名＝50円
			計 2,000円
			3 海上自衛隊 53,946円
			(1)操縦訓練生受託教育(海上保安庁)
			第62期幹部学生 300円／月×(8＋11／31)月×2名＝5,012円
			第63期幹部学生 300円／月×(12＋0／31)月×2名＝7,200円
			第64期幹部学生 300円／月×(4＋0／31)月×2名＝2,400円
			第51期学生 300円／月×(2＋2／30)月×3名＝1,860円
			第52期学生 300円／月×(12＋0／31)月×3名＝10,800円
			第53期学生 300円／月×(12＋0／31)月×3名＝10,800円
			第54期学生 300円／月×(12＋0／31)月×3名＝10,800円
			航空学生 300円／月×(0＋11／31)月×3名＝318円
			計 49,190円
			(2)整備訓練生受託教育(海上保安庁)
			幹部専門航空装備 300円／月×(6＋12／31)月×1名＝1,916円
			(3)潜水訓練(警視庁)
			300円／月×(6／30)月×20名＝1,200円
			(4)海曹士専修科開式スクーバ課程(東京消防庁)
			300円／月×(2＋29／31)月×1名＝880円
			(5)水難救助技術研修(東京消防庁)
			300円／月×(2／31)月×40名＝760円
			4 合 計 (1＋2＋3) 50 千円 ＋ 12 千円 ＋ 54 千円 ＝ 116 千円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 7 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5102-04 飛行場及航空保安施設使用料収入	1,321	1,345	国有飛行場及び航空保安施設の使用料である。 令和 3 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 1 不定期便着陸料 令和 3 年度 令和 4 年度 令和 5 年度 (1,430 千円 + 1,265 千円 + 1,282 千円) × 1/3 = 1,326 千円 2 停留料 令和 3 年度 令和 4 年度 令和 5 年度 (2 千円 + 4 千円 + 2 千円) × 1/3 = 3 千円 3 格納庫使用料 令和 3 年度 令和 4 年度 令和 5 年度 (48 千円 + 0 千円 + 0 千円) × 1/3 = 16 千円 4 合 計 (1 + 2 + 3) 1,326 千円 + 3 千円 + 16 千円 = 1,345 千円
5104-00 利子収入			
5104-03 延納利子収入	2,029	1,594	国の財産の売払代の延納を認めた場合又は国の債権の管理等に関する法律その他特別の法令の規定により履行延期の特約等を許可した場合に徴収する利息である。 令和 7 年度の収納計画に基づき算出した。 1 陸上自衛隊 (2 件) 53,153 円 4,235 円 48,918 円 2 海上自衛隊 (2 件) 264,000 円 10,000 円／月 × 12 月 × 1 件 = 120,000 円 12,000 円／月 × 12 月 × 1 件 = 144,000 円 3 航空自衛隊 (8 件) 1,276,800 円 2,000 円／月 × 12 月 × 1 件 = 24,000 円 3,000 円／月 × 12 月 × 1 件 = 36,000 円 5,000 円／月 × 12 月 × 1 件 = 60,000 円 10,000 円／月 × 12 月 × 3 件 = 360,000 円 20,000 円／月 × 12 月 × 1 件 = 240,000 円 46,400 円／月 × 12 月 × 1 件 = 556,800 円 4 合 計 (1 + 2 + 3) 53 千円 + 264 千円 + 1,277 千円 = 1,594 千円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 7 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5200-00 納付金			
5203-00 雑納付金			
5203-19 独立行政法人駐留軍等 労働者労務管理機構納 付金	49,236	82,881	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第11条第3項の規定により、積立金の処分として独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構から納付される納付金である。 令和 3 年度以降 3 か年の当期末処分利益を基礎として算出した（翌事業年度繰越額は控除）。 $\left(\begin{array}{ccc} \text{令和 3 年度} & & \text{令和 4 年度} & & \text{令和 5 年度} \\ 35,264,193 \text{ 円} & + & 90,324,172 \text{ 円} & + & 123,053,456 \text{ 円} \end{array} \right) \times 1/3 = 82,881 \text{ 千円}$
5300-00 諸 収 入	35,770,842	52,752,102	
5305-00 授業料及入学検定料			
5305-01 授業料	2,517	3,680	自衛隊法第100条の2の規定に基づき、隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた場合に徴収する授業料である。 令和 7 年度における受託教育計画に基づいて算出した。 1 陸上自衛隊 1,017,900 円 (1) 化学防護教育 22,900 円 × 16 名 = 366,400 円 (2) 幹部初級課程 651,500 円 × 1 名 = 651,500 円 2 海上自衛隊 1,972,200 円 (1) 水難救助教育 39,300 円 × 45 名 = 1,768,500 円 (2) 海曹士専修科 203,700 円 × 1 名 = 203,700 円 開式スクーパ課程 3 防衛研究所 690,000 円 (1) 第1期戦略課程 46,000 円 × 3 月 × 1 名 = 138,000 円 (2) 第2期戦略課程 46,000 円 × 1 月 × 12 名 = 552,000 円 4 合 計 (1 + 2 + 3) $1,018 \text{ 千円} + 1,972 \text{ 千円} + 690 \text{ 千円} = 3,680 \text{ 千円}$

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 7 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5306-00 許可及手数料			
5306-01 手数料	0	411	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条の規定により徴収する手数料である。 1 情報公開開示請求手数料 令和 5 年度の収入実績を基礎として算出した。 (件数) 4,273 件 × 10/100 = 427 件 (金額) 427 件 × 200 円 = 85 千円 2 情報公開開示実施手数料 令和 5 年度の収入実績を基礎として算出した。 3,261 千円 × 10/100 = 326 千円 3 合 計 (1 + 2) 85 千円 + 326 千円 = 411 千円
5307-00 受託調査試験及役務収入			
5307-01 受託調査及試験収入	28,122	21,096	受託契約により徴収する受託研究費及び試験研究費である。 1 防衛装備庁 令和 3 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 令和 3 年度 令和 4 年度 令和 5 年度 (2,185 千円 + 2,435 千円 + 2,712 千円) × 1/3 = 2,444 千円 2 防衛医科大学校 令和 3 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 令和 3 年度 令和 4 年度 令和 5 年度 (29,775 千円 + 15,566 千円 + 10,616 千円) × 1/3 = 18,652 千円 3 合 計 (1 + 2) 2,444 千円 + 18,652 千円 = 21,096 千円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 7 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5309-00 弁償及返納金	30,250,839	46,118,052	会計法第41条、予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項及び第3項の規定による弁償金、物品管理法第31条に定める物品の亡失又は損傷等の場合における弁償金である。 令和 3 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 令和 3 年度 5,015,318 千円 + 令和 4 年度 4,129,646 千円 + 令和 5 年度 4,728,005 千円) × 1/3 = 4,624,323 千円 (控除額) 令和 3 年度 過大請求事案に係る損害賠償金、入札談合事案に係る違約金を控除した。 766,463 千円 令和 4 年度 過大請求事案に係る損害賠償金、入札談合事案に係る違約金を控除した。 472 千円 令和 5 年度 過大請求事案に係る損害賠償金に係る違約金を控除した。 390 千円
5309-01 弁償及違約金	4,778,559	4,624,323	
5309-02 返納金	25,472,280	41,493,729	
			過誤払その他による歳出金の返納金、前金払等を行う契約に関し契約が変更された場合等の返納金である。 令和 3 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。なお、FMS 関係及び FMS における利子付口座内の運用利子の返納金は、ドル建てのため、支出官レートにより邦貨換算している。 1 FMS 関係 令和 3 年度 112,693,986 ドル + 令和 4 年度 150,162,832 ドル + 令和 5 年度 92,698,464 ドル) × 1/3 × (支出官レート) 139 = 16,474,061 千円 2 FMS における利子付口座内の運用利子 令和 3 年度 2,142,866 ドル + 令和 4 年度 27,517,346 ドル + 令和 5 年度 361,877,462 ドル) × 1/3 × (支出官レート) 139 = 18,141,246 千円 3 その他の返納金 令和 3 年度 6,181,147 千円 + 令和 4 年度 6,153,941 千円 + 令和 5 年度 8,300,179 千円) × 1/3 = 6,878,422 千円 (控除額) 令和 3 年度 契約解除に係る返納金を控除した。 25,563 千円 令和 4 年度 移転を伴う在日米軍の訓練中止に係る返納金を控除した。 6,036,113 千円 令和 5 年度 異常圧力内作業等手当の過払いに係る返納金を控除した。 45,361 千円 4 合 計 (1 + 2 + 3) 16,474,061 千円 + 18,141,246 千円 + 6,878,422 千円 = 41,493,729 千円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 7 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5311-00 物品売払収入	2,193,768	2,671,722	
5311-04 不用物品売払代	2,089,132	2,504,701	不用決定した物品の売払代である。 令和 3 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 $\left(\begin{array}{c} \text{令和 3 年度} \\ 2,127,278 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 4 年度} \\ 2,782,382 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 5 年度} \\ 2,604,442 \text{ 千円} \end{array} \right) \times 1/3 = 2,504,701 \text{ 千円}$
5311-05 返還物品売払代	104,621	167,021	返還物品の売払代である。 令和 3 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 $\left(\begin{array}{c} \text{令和 3 年度} \\ 154,903 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 4 年度} \\ 77,886 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 5 年度} \\ 268,275 \text{ 千円} \end{array} \right) \times 1/3 = 167,021 \text{ 千円}$
5311-06 残飯売払代	15	0	陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛大学校及び防衛医科大学校における残飯の売払代である。 令和 3 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 $\left(\begin{array}{c} \text{令和 3 年度} \\ 0 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 4 年度} \\ 0 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 5 年度} \\ 0 \text{ 千円} \end{array} \right) \times 1/3 = 0 \text{ 千円}$
5399-00 雑 入	3,295,596	3,937,141	
5399-01 労働保険料被保険者負担金	95,781	108,684	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条及び第23条の規定により国が立て替えた労働保険料である。 労働保険料の被保険者負担金の令和 6 年度 4 月から 6 月までの収納実績を基礎として算出した。 $\left(\begin{array}{c} \text{令和 6 年 4 月} \\ 6,216,343 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 6 年 5 月} \\ 6,650,795 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 6 年 6 月} \\ 14,303,802 \text{ 円} \end{array} \right) \times 12/3 = 108,684 \text{ 千円}$
5399-04 延滞金	8,960	10,877	国の債権の履行遅滞による延滞金である。 令和 3 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 $\left(\begin{array}{c} \text{令和 3 年度} \\ 11,551 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 4 年度} \\ 8,691 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 5 年度} \\ 12,389 \text{ 千円} \end{array} \right) \times 1/3 = 10,877 \text{ 千円}$ (控除額) 令和 3 年度 過大請求事案の損害賠償金に係る延滞金を控除した。 185,373 千円 令和 4 年度 過大請求事案の損害賠償金に係る延滞金を控除した。 207 千円 令和 5 年度 過大請求事案の損害賠償金に係る延滞金を控除した。 58 千円
5399-07 給食費受入	2,655,649	2,821,665	職員が食事の有料支給を受けた食事代、隊員以外の者に支給する食事の代価である。 令和 7 年度の自衛隊幹部職員等に対する有料給食の歳出概算要求額及び加工率を基礎として算出した。 $\begin{array}{rcl} \text{令和 7 年度歳出概算要求額} & \text{加工率} & \\ 2,453,622 \text{ 千円} & \times & 1.150 \\ & & = 2,821,665 \text{ 千円} \end{array}$

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 7 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5399-99 雑 収	535, 206	995, 915	光熱水料等の売店等部外者の負担金、その他上記科目以外の収入金である。 令和 3 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 1 P K O 償還金（南スーダン） 令和 3 年度 令和 4 年度 令和 5 年度 (291, 767, 427 円 + 67, 134, 744 円 + 0 円) × 1/3 = 119, 634 千円 2 その他（自衛隊内における売店等部外者の光熱水料等） 令和 3 年度 令和 4 年度 令和 5 年度 (355, 552 千円 + 457, 048 千円 + 1, 816, 242 千円) × 1/3 = 876, 281 千円 3 合 計（ 1 + 2 ） 119, 634 千円 + 876, 281 千円 = 995, 915 千円
合 計	60, 087, 621	75, 103, 554	